

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.055

処 分 名	移転の認定
処 分 の 概 要	移転とは、同一敷地内に、今ある建築物の位置を変更することをいい、移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めた場合、認定するものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 7 第 4 項 建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号
審 査 基 準	法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設 定 年 月 日	平成 27 年 6 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	申請手数料：一件につき 27,000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築基準法

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 省略

2 省略

3 省略

4 第三条第二項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。

■建築基準法施行令

(移転)

第一三七条の一六 法第八十六条の七第四項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 移転が同一敷地内におけるものであること。
- 二 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。